

公共事業事前評価調書

[評価調書作成者 農村計画課長 村山 直康]

事業プロフィール

【事業概要】

ふりがな 事業名	けんえいけいえいたいいくせいきばんせいびじぎょう 県営経営体育成基盤整備事業
ふりがな 地区名	だいはらあか 第二腹赤 地区
事業箇所	玉名郡長洲町地内
事業担当課(室)	計画:農林水産部 農村計画課 調査計画班 (内線5497) 実施:農林水産部 農地整備課 農地資源班 (内線5458)
事業期間	平成 29 年度 ~ 平成 34 年度 (6 年間)
総事業費	505 百万円 (うち県費 139 百万円)
事業内容	区画整理工 A=25.6ha
事業目的	<p>本地区は長洲町の南東に位置する干拓地で、肥沃な土壌を有する町の中心的水田地帯であり、水稻・小麦・大豆等の土地利用型農業がなされている。</p> <p>ほ場は大正初期に整備されたもので、区画は小区画で道路は狭く、作業が非効率であり、農地の集積を図るには狭小である。また、水路は用排水兼用であり、農地の汎用化及び水管理に支障を来している。</p> <p>このため、本事業により、水田汎用化による高収益作物を導入することで農業生産性の向上を図り、併せて担い手への農地集積を推進する。</p>

【現況写真】



写真① 水路の状況



写真② 道路の状況

(事業着手前の状況)

【写真①】

水路は用排水兼用で地下水低下が図れず、農地の汎用化及び水管理に支障を来している。

【写真②】

現況道路は、幅員2.0m程度であるため、農耕車両等の通行が著しく制限され、機械の大型化が阻害されている。

【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施
費用便益比	B/C = 1.18
事業比較 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む) </div>	<p>現在、水稻・小麦・大豆を中心に営農がなされているが、生産基盤整備の遅れから作業効率が悪く、担い手への農地集積が困難な状況である。</p> <p>このため、本事業を実施しなかった場合、非効率な営農が継続し農地集積が図れず、離農により、耕作放棄地の発生に繋がる。</p> <p>本事業により生産基盤を整備し、効率的な営農により農地集積を図り、将来の農業生産を担う経営体を育成するためには、本事業は必要不可欠である。</p>
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良法 今後実施予定 ・文化財保護法 協議済み ・道路法 協議済み

【 周辺状況 】

関連事業	なし
市町村、地元の状況	<p>長洲町は、農業振興地域整備計画や農業農村整備事業管理計画の中で本事業を実施すべき事業と位置づけている。また、地元は、現在の地域における営農を継続するには、本事業の実施が必要不可欠と考え、推進委員会を設立し、事業を推進している。</p>
説明会の開催状況と関係者の意向	<p>これまで、長洲町、第二腹赤地区事業推進委員会を中心に地元説明や調整を行っており、計画内容等について関係者の了解を得ている。</p>

【環境影響】

① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。	無

③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 [工事施工に伴って発生する汚濁が海域に流出しないよう、汚濁処理に配慮する。]	有
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。	無
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

事業評価表

評点Ⅰ：基礎的事項の評価

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
基礎的事項	下記のすべての項目を満たすこと		○	
①地元推進体制の整備	1)受益者に対する事業計画内容、負担金等の説明	60	○	60
	2)事業推進協議会、土地改良区又は関係市町村の事業推進体制		○	
	3)営農推進組織の設置(生産基盤整備事業のみ)		○	
	4)維持管理方法及び費用等に関する予定管理者との協議		○	
	5)財産譲与を受けける体制		○	
②環境	6)熊本県公共工事環境配慮システムとの整合		○	
	7)田園環境整備マスタープラン又は農村環境計画の策定		○	
	8)地域環境情報会議の実施と、環境・景観配慮の検討		○	
③事業関係者、関係機関との協議、調整	9)施設所有者、消防関係者、NTT、JR、地元関係者等と調整		○	
	10)文化財関係部局との調整		○	
	11)河川管理者、道路管理者等との事前協議		○	
	12)人・農地プランの作成		○	
④事業内容	13)農地中間管理事業の推進		○	
	14)要綱・要領等に規定された事業内容、採択要件への適合		○	
	15)受益地が農振農用地であることの確認		○	
	16)地域、営農、流通上の一体的な受益設定		○	
	17)関係法令、基準等への適合		○	
⑤他農業農村整備施策や生産調整との整合	18)地形、地質、水利状況等からみた、技術的可能性		○	
	19)他の農業農村整備に関する施策との調整		○	
		60	評点Ⅰ計	60

評点Ⅱ：必要性(重要性)、緊急性、事業効果(効率性)、計画の検討度の評価

a=4点、b=3点、c=2点、d=1点

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
⑥必要性(重要性)	20)各種計画への位置づけ(事業計画の位置付け)	4	b	3
	21)事業の広域性(市町村合併支援)	4	配点なし	0
	22)地域の状況(過疎、振興山村、離島振興、半島振興、特定農山村の指定:特定地域振興)	4	配点なし	0
	23)受益者の熱意	4	a	4
	24)農用地の有効利用による食料供給力の強化	4	a	4
		20	計	11

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
⑦緊急性	25)他の公共事業や施策(ソフト)との関連	4	d	1
	26)施設の老朽化による機能低下	4	b	3
	27)周辺農地や宅地等への被害の可能性(防災事業のみ対象)	-	評価対象外	-
		8	計	4

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
⑧事業効果(効率性)	28)費用対効果の算定	4	d	1
	29)事業完了後の営農計画の見込み(生産基盤整備事業のみ対象)	4	b	3
	30)担い手への集積について	4	a	4
	31)農地維持支払いの取組状況について	4	a	4
		16	計	12

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
⑨計画の検討度	32)コストと品質の改善	4	c	2
	33)換地、用地取得に係る権利関係の調整(該当事業のみ対象)	4	a	4
		8	計	6

項目数	13	評点計	33	/	配点計	52	*	40	=	評点Ⅱ	25
-----	----	-----	----	---	-----	----	---	----	---	-----	----

(必要性(重要性)～計画の検討度の評価:評点Ⅱの配点40点)

総合評点

評点Ⅰ	+	評点Ⅱ	=	総合評点	85
60		25		85	